

# 栗東市議会災害対応連絡会議設置要綱

平成26年5月23日

全員協議会決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、栗東市議会災害対応連絡会議（以下「災害連絡会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議長は、次に掲げる場合に、議会に災害連絡会議を設置することができる。

- (1) 市内で震度6弱以上の地震が発生したとき。
- (2) 大雨、洪水、暴風等により、土砂災害等が発生し、又は災害対策本部が設置されたとき。
- (3) その他議長が必要と認めるとき。

2 議長に事故等がある場合は、副議長がこれを設置することができる。

(組織)

第3条 災害連絡会議は、議長、副議長及び各会派代表者をもって組織する。

- 2 議長は、災害連絡会議を代表し、その事務を統括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があるときはその職務を代理する。
- 4 議長、副議長ともに事故等があるときは、議会運営委員会委員長、総務常任委員会委員長、環境建設常任委員会委員長、文教福祉常任委員会委員長の順に議長及び副議長の職務を代理する。
- 5 議長は、必要と認める場合は、災害連絡会議にその他の議員の参加を求めることができる。

(所掌事務)

第4条 災害連絡会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 被災情報を収集・整理し、栗東市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）に提供を行うこと。
- (2) 市対策本部から災害情報の報告を受け、議員へ情報提供を行うこと。
- (3) 市からの依頼事項についての対応に関すること。
- (4) 市対策本部に要望及び提言を行うこと。
- (5) 国、県、関係機関等に対し、要望活動を行うこと。
- (6) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(議会事務局の役割)

第5条 議会事務局は、議長の命を受け、災害連絡会議の事務を補佐する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月23日から施行する。